

大阪市告示第661号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示の方法によって裁決を送達する。

令和7年5月9日

大阪市長 横山 英幸

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 審査請求書に記載されている住所

大阪市天王寺区生玉前町1-12-702

(2) 氏名

多賀 雅子

2 公示事項

審査請求人が、令和5年9月22日付けで提起した審査請求について、令和7年3月27日に裁決をしたが、裁決の送達を受けるべき審査請求人の所在が不明となっており、当該審査請求人に裁決書の謄本を送付することができない。

よって、裁決書の謄本は、本市福祉局総務部総務課（所在地：大阪市北区中之島1丁目3番20号 2階）において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は、来庁のうえ受領されたい。

なお、裁決書の謄本を受領しないときは、行政不服審査法第51条第3項の規定により、公示した日の翌日から起算して2週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなされるため、注意いただきたい。

（福祉局総務部総務課）